

(案)

平成29年6月 日

愛知県知事
大村秀章様

愛知県廃棄物処理施設審査会議
座長 青木 清

オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び
産業廃棄物処理施設設置許可申請書並びに生活環境影響調査書につ
いて（報告）

平成29年3月21日付け28循環第779号で依頼のありましたこのこと
については、別紙のとおりです。

**オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設設置許可申請書
及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書並びに生活環境影響調
査書に対する意見**

オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書並びに生活環境影響調査書について、生活環境の保全上の見地等から慎重に検討を行った。

その結果、当該一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設については、設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める技術上の基準に適合しており、同法に定める周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであると認められる。

なお、事業者は、申請書に記載された計画を遵守する上で、下記の事項に十分配慮して事業を実施することが必要である。

記

- 1 排ガス中の塩化水素濃度の低減を図るため、焼却する廃棄物の均質化、施設の運転管理及び維持管理を適切に行うこと。
- 2 焼却残さ、排ガスにおける有害物質管理に万全を期すこと。なお、水銀に関する規制の状況も踏まえ、水銀の混入対策及び排ガスのモニタリングを適切に行い、排ガス中の水銀濃度の低減に努めること。
- 3 施設の運転管理及び維持管理を適切に実施するため、作業手順書等を整備するとともに、それに基づく従業員の教育、訓練を定期的に行うこと。
- 4 災害その他非常の場合に対応するため、浸水時の廃棄物の飛散流出防止対策など、非常時の対応について、従業員の教育、訓練を定期的に行うこと。また、非常時に備え、日頃から液状物の即日処理等による保管量の低減に努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	概 要
平成 29 年 2 月 10 日	○廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置許可申請
平成 29 年 2 月 28 日	○告示 ・愛知県公報に掲載 ○刈谷市長、大府市長、東浦町長（関係市町村長）への意見照会
平成 29 年 3 月 1 日 ～ 3 月 31 日	○縦覧 ・愛知県資源循環推進課、尾張県民事務所知多県民センター、西三河県民事務所、刈谷市役所、大府市役所及び東浦町役場で縦覧
平成 29 年 3 月 1 日 ～平成 29 年 4 月 14 日	○利害関係者の意見書提出
平成 29 年 3 月 21 日	○審査会議への審査依頼 ○審査会議における審査（第 1 回） ・計画内容の説明及び検討 ○審査会議による現地視察 ・オオブユニティ株式会社の廃棄物処理施設（最終処分場）、同社横根工場（排水処理施設）の視察
平成 29 年 3 月 24 日	○大府市長（関係市町村長）からの意見回答
平成 29 年 3 月 31 日	○刈谷市長（関係市町村長）からの意見回答
平成 29 年 4 月 11 日	○東浦町長（関係市町村長）からの意見回答
平成 29 年 5 月 31 日	○審査会議における審査（第 2 回） ・疑義事項（排ガス中の塩化水素対策、地震対策、有害物質管理等）に対する事業者の見解の検討
平成 29 年 6 月 28 日	○審査会議における審査（第 3 回） ・技術基準及び維持管理基準の適合状況の検討、審査会議報告の取りまとめ、知事への報告

愛知県廃棄物処理施設審査会議構成員等

座長	青木 清	南山大学法学部教授
構成員	井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
構成員	岡田 恭明	名城大学理工学部教授
構成員	片山 新太	名古屋大学未来材料・システム研究所教授
構成員	田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
構成員	成瀬 一郎	名古屋大学未来材料・システム研究所教授
構成員	二宮 善彦	中部大学工学部教授
構成員	安田 啓司	名古屋大学大学院工学研究科准教授
構成員	山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
専門委員	水野 朝夫	公益社団法人日本技術士会中部本部役員